

## 外来機能報告に係る紹介受診重点医療機関の協議について

---

# 1 背景、制度の概要について

## 外来機能報告

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

第30条の18の2 **病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 **患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「無床診療所」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。

### 目的

- 「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

▶ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

### 報告項目

- (1) **医療資源を重点的に活用する外来の実施状況**
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) **地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項**  
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

▶ 「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

### 対象医療機関

義務： 病院・有床診療所  
任意： 無床診療所

### 報告頻度

年1回  
(10～11月に報告を実施)

### 医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- ▶ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来  
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- ▶ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来  
例) 外来化学療法、外来放射線治療
- ▶ 特定の領域に特化した機能を有する外来  
例) 紹介患者に対する外来

### 紹介受診重点医療機関の基準

意向はあるが基準を満たさない場合

- 上記の外来の件数の占める割合が
- ・ 初診の外来件数の40%以上かつ
  - ・ 再診の外来件数の25%以上

### 参考にする紹介率・逆紹介率の水準

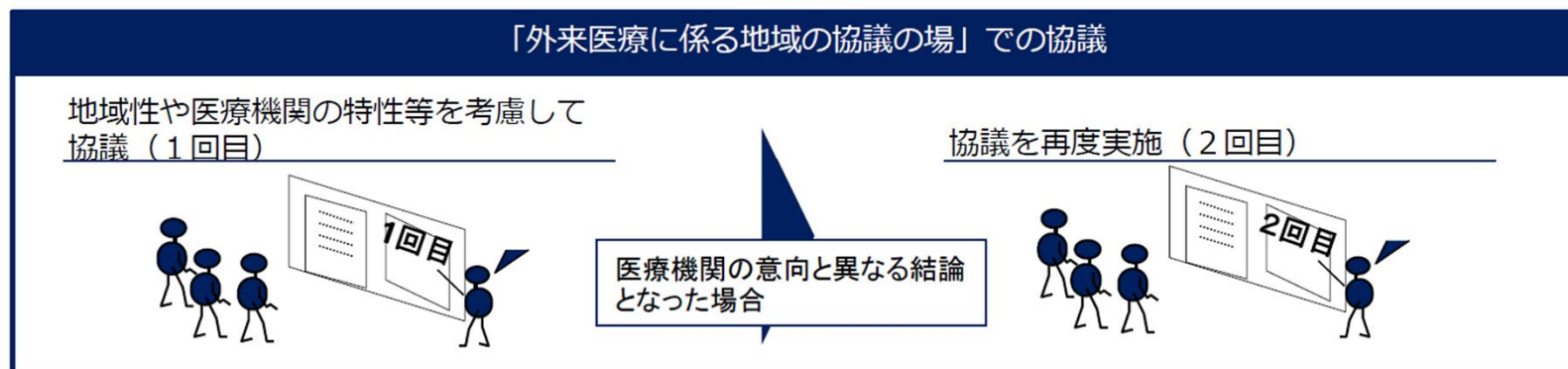
- ・ 紹介率50%以上かつ
- ・ 逆紹介率40%以上

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

## 2 協議の進め方について

### 外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る地域の協議の場」での確認	2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議	



#### 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
  - ・ 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
  - ・ 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、紹介受診重点医療機関の趣旨等について説明し、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
  - ・ 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

（参考）「外来機能報告等に関するガイドライン」

### 3 各医療機関の報告数値

令和7年度外来機能報告の結果より

医療機関名称	病院・診療所	蓋然性の高い医療機関の是非	初診患者数	紹介患者数	逆紹介患者数	紹介率 (%)	逆紹介率 (%)	特定機能病院の承認の有無	地域医療支援病院の承認の有無	許可病床数 (一般)	在支診・在支病	初診の外来の患者延べ数	うち、紹介受診重点外来の患者延べ数	初診の外来の患者延べ数に対する割合	地域における紹介受診重点外来割合 (初診) のシェア	再診の外来の患者延べ数	うち、紹介受診重点外来の患者延べ数	再診の外来の患者延べ数に対する割合	地域における紹介受診重点外来割合 (再診) のシェア
長岡眼科医院	有床診療所	非該当	-	-	-	-	-	-	-	6	-	7027	438	6.2	1.1	27834	740	2.7	0.3
吉田病院	病院	非該当	6667	621	342	9.3	5.1	無	無	48	無	6391	837	13.1	2.1	39526	4458	11.3	1.8
長岡赤十字病院	病院	該当	15148	13003	18573	85.8	122.6	無	有	548	無	15628	9796	62.7	25.1	221244	62335	28.2	24.5
長岡西病院	病院	非該当	7228	2180	1800	30.2	24.9	無	無	74	無	4604	703	15.3	1.8	48014	2996	6.2	1.2
立川総合病院	病院	該当	13783	8142	6190	59.1	44.9	無	無	431	無	10982	6720	61.2	17.2	143594	50992	35.5	20.0
長岡保養園	病院	非該当	318	45	1	14.2	0.3	無	無	0	無	213	55	25.8	0.1	5643	97	1.7	0.0
三島病院	病院	非該当	1097	426	320	38.8	29.2	無	無	59	無	894	608	68.0	1.6	8757	1032	11.8	0.4
立川ｽﾀｰｲﾝﾀｰﾈｯﾄ-悠遊健	病院	非該当	1731	846	414	48.9	23.9	無	無	201	無	561	56	10.0	0.1	9277	265	2.9	0.1
長岡療育園	病院	非該当	272	65	102	23.9	37.5	無	無	165	無	272	0	0.0	0.0	27074	0	0.0	0.0
厚生連長岡中央総合病院	病院	該当	10986	9691	10385	88.2	94.5	無	有	500	無	14153	8743	61.8	22.4	187170	62410	33.3	24.5
国立病院機構 新潟病院	病院	非該当	3563	1023	1433	28.7	40.2	無	無	350	無	4378	986	22.5	2.5	33185	3277	9.9	1.3
立川ｽﾀｰｲﾝﾀｰﾈｯﾄ-柏崎厚	病院	非該当	1201	299	59	24.9	4.9	無	無	60	無	837	446	53.3	1.1	25487	570	2.2	0.2
厚生連柏崎総合医療セ	病院	非該当	8872	4202	5383	47.4	60.7	無	無	293	無	11027	3946	35.8	10.1	117938	37152	31.5	14.6
柏崎中央病院	病院	非該当	1737	325	204	18.7	11.7	無	無	54	無	1623	313	19.3	0.8	18698	2062	11.0	0.8
厚生連 小千谷総合病院	病院	非該当	12248	1399	2518	11.4	20.6	無	無	199	有	11469	2350	20.5	6.0	99802	22261	22.3	8.7
小千谷さくら病院	病院	非該当	165	26	9	15.8	5.5	無	無	120	無	117	12	10.3	0.0	708	24	3.4	0.0
見附市立病院	病院	非該当	6804	983	1909	14.4	28.1	無	無	94	有	5083	1564	30.8	4.0	30047	3424	11.4	1.3
八幡産科婦人科医院	有床診療所	非該当	0	0	0	0	0	-	-	19	-	3896	1538	39.5	3.9	6097	791	13.0	0.3

# 4 紹介受診重点医療機関の協議

## 1 令和7年度外来機能報告の結果

### ① 「基準を満たす」かつ「意向あり」

⇒ 特別な事情(※)がない限り、紹介受診重点医療機関になることが想定される。(国ガイドラインより)

(※) 特別な事情とは、地域の医療機関が少なく、例えば、小児科などの診療科において、当該医療機関が地域の初診患者のほとんどを受け入れている場合が想定される。(厚生労働省QAより)

		意向の有無	紹介受診重点医療機関の基準 (2)40%以上かつ、 (3)25%以上		参考にする紹介率・逆紹介率 の水準 (4)50%以上 (5)40%以上		(参考) 地域医療 支援病院
市町村名	医療機関名	(1) 医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関	(2) 初診の紹介受診重点外来の患者割合(年間)	(3) 再診の紹介受診重点外来の患者割合(年間)	(4) 紹介率(年間)	(5) 逆紹介率(年間)	
長岡市	長岡赤十字病院	有	62.7	28.2	85.8	122.6	○
長岡市	厚生連長岡中央総合病院	有	61.8	33.3	88.2	94.5	○
長岡市	立川総合病院	有	61.2	35.5	59.1	44.9	

- ② 「基準を満たす」かつ「意向なし」  
 ③ 「基準を満たさず」かつ「意向あり」 } 該当なし

## 2 今回協議案

**令和7年度外来機能報告において、次の医療機関は意向があり、かつ基準を満たしていることから、引き続き紹介受診重点医療機関として承認し、公表することとする。**

<医療機関名>

- ・長岡赤十字病院
- ・厚生連長岡中央総合病院
- ・立川総合病院

# 【参考】 前回の協議結果(R7.3.24協議)

## 令和6年度外来機能報告の結果

### ① 「基準を満たす」 かつ 「意向あり」

		意向の有無	紹介受診重点医療機関の基準 (2)40%以上かつ (3)25%以上		参考にする紹介率・逆紹介率 の水準 (2)50%以上 (3)40%以上		(参考) 地域医療 支援病院
市町村名	医療機関名	(1) 医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関	(2)初診の外来延べ患者数に対する割合(年間)	(3)再診の外来の患者延べ数に対する割合(年間)	(2)紹介率(年間)	(3)逆紹介率(年間)	
長岡市	長岡赤十字病院	有	60.6	27.4	81.2	107.5	○
長岡市	厚生連長岡中央総合病院	有	60.3	33.1	83.7	95.6	○
長岡市	立川総合病院	有	59.2	35.5	74.0	67.0	

- ② 「基準を満たす」 かつ 「意向なし」  
 ③ 「基準を満たさず」 かつ 「意向あり」 } 該当なし

## 協議結果 (令和7年3月24日開催：第3回中越地域医療構想調整会議)

令和6年度外来機能報告において、次の医療機関は意向があり、かつ基準を満たしていることから、**紹介受診重点医療機関として承認し、公表した。**

<医療機関名>

- ・長岡赤十字病院
- ・厚生連長岡中央総合病院
- ・立川総合病院